

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 12 月 16 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヨシダコウギョウカブシキガイシャ 吉田工業株式会社

住所 キョウトウキョウ 京都府京田辺市山手東一丁目6番地2

フリガナ 代表者氏名 ダイエイシヨウ 代表取締役 吉田 菅雄

電話番号 0774-63-6316 *0774-63-6316

FAX番号 0774-62-7212 *0774-62-7212

メールアドレス info@yoshida-k.com info@yoshida-k.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	8	御所市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	15	斑鳩町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	22	広陵町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
2	大和高田市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	9	生駒市 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	16	安堵町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	23	河合町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	<input type="checkbox"/>	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	17	磯城郡 水道企業団企業長	<input type="checkbox"/>	24	吉野町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
4	天理市 上下水道事業 の管理者	<input type="checkbox"/>	11	葛城市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	18	高取町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	25	大淀町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	19	明日香村 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	<input type="checkbox"/>
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	13	平群町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	20	上牧町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			
7	五條市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	14	三郷町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	21	王寺町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6年 12月 16日

届出者

氏名又は名称 ヨシダ コウキョウカブシキカイシャ 吉田工業株式会社
住 所 京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
代表者氏名 だいひょうとりしまりやく よしだ すがお 代表取締役 吉田 菅雄

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>ヨシダ コウキョウカブシキカイシャ</small> 吉田工業株式会社		
住 所	京都府京田辺市山手東一丁目6番地2		
フリガナ 代表者の氏名	<small>だいひょうとりしまりやく よしだ すがお</small> 代表取締役 吉田 菅雄		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) 代表取締役氏名変更	開原 菜稲美	吉田 菜稲美	令和6年11月 7日
取締役氏名変更	開原 菅雄	吉田 菅雄	令和6年11月 7日
(2) 代表取締役の変更	吉田 菜稲美	吉田 菅雄	令和6年11月 25日
(3) 役員変更	—	小川 理菜	令和6年11月 25日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 12月 16日

申請者

氏名又は名称 吉田工業株式会社

住 所 京都府京田辺市山手東一丁目6番地2

代表者氏名 代表取締役 吉田 菅雄

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
吉田工業株式会社

会社法人等番号	1300-01-038888	
商号	吉田工業株式会社	
本店	京都府八幡市八幡三反長23番地	
	京都府京田辺市山手東一丁目6番地2	平成9年5月20日移転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和44年2月10日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>土木建設配管工事</u> 2. <u>宅地造成工事</u> 3. <u>舗装工事</u> 4. <u>建築業</u> 5. <u>不動産管理業</u> 6. <u>不動産売買業及び仲介業</u> 7. <u>不動産貸付業</u> 8. <u>旅館業</u> 9. <u>水道施設工事業、上下水道工事業</u> 10. <u>管工事業</u> 11. <u>給排水設備工事業</u> 12. <u>衛生設備工事業</u> 13. <u>空調設備工事業</u> 14. <u>消火栓設備工事業</u> 15. <u>産業廃棄物の収集、運搬、処理及び処分</u> 16. <u>貯水槽及び受水槽の保守点検並びに清掃業務</u> 17. <u>上下水道配管の清掃業</u> 18. <u>除草作業</u> 19. <u>建設資材の販売及び卸</u> 20. <u>上下水道用資材の販売及び卸</u> 21. <u>清掃、警備、その他一般ビルメンテナンスに関する業務</u> 22. <u>道路清掃業</u> 23. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u> <p style="text-align: right;">平成23年10月17日変更 平成23年12月6日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建設配管工事 2. 宅地造成工事 3. 舗装工事 4. 建築業 5. 不動産管理業 	

	6. 不動産貸付業 7. 水道施設工事業、上下水道工事業 8. 管工事業 9. 給排水設備工事業 10. 衛生設備工事業 11. 空調設備工事業 12. 消火栓設備工事業 13. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び処分 14. 貯水槽及び受水槽の保守点検並びに清掃業務 15. 上下水道配管の清掃業 16. 除草作業 17. 建設資材の販売及び卸 18. 上下水道用資材の販売及び卸 19. 清掃、警備、その他一般ビルメンテナンスに関する業務 20. 道路清掃業 21. 前各号に附帯関連する一切の事業 令和 3年 6月 1日変更 令和 3年 6月 1日登記									
発行可能株式総数	24万株									
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 19万6000株									
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記									
資本金の額	金9800万円									
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、当会社の承認を受けなければならない 平成31年 3月 1日変更 平成31年 3月 5日登記									
役員に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>取締役</td> <td>開原 菅 雄</td> <td>平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>開原 菅 雄</td> <td>令和 5年 9月30日重任 令和 6年 8月19日登記</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>吉田 菅 雄</td> <td>令和 6年11月 7日開原 菅雄の氏変更 令和 6年11月25日登記</td> </tr> </table>	取締役	開原 菅 雄	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記	取締役	開原 菅 雄	令和 5年 9月30日重任 令和 6年 8月19日登記	取締役	吉田 菅 雄	令和 6年11月 7日開原 菅雄の氏変更 令和 6年11月25日登記
取締役	開原 菅 雄	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記								
取締役	開原 菅 雄	令和 5年 9月30日重任 令和 6年 8月19日登記								
取締役	吉田 菅 雄	令和 6年11月 7日開原 菅雄の氏変更 令和 6年11月25日登記								

	取締役	<u>開原菜稲美</u>	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記
	取締役	<u>開原菜稲美</u>	令和5年9月30日重任 令和6年8月19日登記
	取締役	<u>吉田菜稲美</u>	令和6年11月7日開原菜稲美の氏変更 令和6年11月25日登記 令和6年11月25日辞任 令和6年11月25日登記
	取締役	<u>吉田勝秀</u>	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記
	取締役	<u>吉田勝秀</u>	令和5年9月30日重任 令和6年8月19日登記
	取締役	<u>小川理菜</u>	令和6年11月25日就任 令和6年11月25日登記
	京都府八幡市八幡五反田26番地の1 代表取締役	<u>開原菜稲美</u>	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記
	京都府八幡市八幡五反田26番地の1 代表取締役	<u>開原菜稲美</u>	令和5年9月30日重任 令和6年8月19日登記
	京都府八幡市八幡五反田26番地の1 代表取締役	<u>吉田菜稲美</u>	令和6年11月7日開原菜稲美の氏変更 令和6年11月25日登記 令和6年11月25日辞任 令和6年11月25日登記
京都府八幡市八幡五反田26番地の1 代表取締役	<u>吉田菅雄</u>	令和6年11月25日就任 令和6年11月25日登記	

京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
吉田工業株式会社

支 店	1 京都府八幡市八幡三反長21番地5	平成27年11月 1日移転 平成27年11月 2日登記
	2 京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字井手ノ元 30番1	平成27年11月 1日移転 平成27年11月 2日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 9月21日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 6年12月11日

京都地方法務局宇治支局
登記官

四 方 直



定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、吉田工業株式会社と称する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建設配管工事
2. 宅地造成工事
3. 舗装工事
4. 建築業
5. 不動産管理業
6. 不動産貸付業
7. 水道施設工事業、上下水道工事業
8. 管工事業
9. 給排水設備工事業
10. 衛生設備工事業
11. 空調設備工事業
12. 消火栓設備工事業
13. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び処分
14. 貯水槽及び受水槽の保守点検並びに清掃業務
15. 上下水道配管の清掃業
16. 除草作業
17. 建設資材の販売及び卸
18. 上下水道用資材の販売及び卸
19. 清掃、警備、その他一般ビルメンテナンスに関する業務
20. 道路清掃業
21. 前各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を京都府京田辺市に置く。

第4条 （公告方法）

当会社の公告方法は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

第5条 （発行可能株式総数及び株主の新株引受権）

当会社の発行可能株式総数は240,000株とし、その株式はすべて額面株式とする。

2. 当会社の株主は、新株について引受権を有する。

第6条 （額面株式1株の金額）

当会社の発行する額面株式1株の金額は、金500円とする。

第7条 （株 券）

当会社の株券はすべて記名式とし、1株券、10株券、100株券及び500株券の四種とする。

第8条 （株券不所持の申出）

株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申出する場合には株券の添附を要しない。

第9条 （株式譲渡の制限）

当会社の株式を譲渡するときは、当会社の承認を受けなければならない。

第10条 （名義書換）

当会社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するには、株券のほかにその原因を証する書面を提出しなければならない。



第 11 条 （質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第 12 条 （株券の再発行）

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2. 株券の喪失によりその再発行を請求するには、請求書に署名又は記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。
3. 株券の不所持の申出をした株主が株券の発行又は返還を請求するには、その旨の請求書を提出しなければならない。

第 13 条 （手 数 料）

前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第 14 条 （株主名簿の閉鎖）

当会社は、毎決算期の翌日から定時株主総会の終結の日迄株主名簿の記載の変更を停止する。

2. 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を二週間前に公告するものとする。

第 15 条 （株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出なければならない。

届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

第 16 条 （株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から二ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある時に随時召集する。

第 17 条 （議 長）

株主総会の議長は社長がこれに当る。

社長に事故あるときは、他の取締役がこれに当り、取締役の全員に事故があるときは出席株主中から選任された者がこれに代る。

第 18 条 （決 議）

株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

ただし、法令の定めによるべき場合はこの限りでない。

第 4 章 取 締 役

第 19 条 （取締役の員数）

当会社の取締役は3名以上とする。

第 20 条 （取締役の選任）

当会社の取締役は、株主総会において発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

ただし発行済株式総数の4分の1以上に当る株式を有する株主の請求があったときはこの限りでない。

第 21 条 （取締役の任期）

取締役の任期は10年とする。

ただし、任期中の最終決算期に関する定時株主総会が任期満了前に終結するときは、その終結により任期は、満了するものとし、任期中の最終決算期に関する定時株主総会が任期満了後に終結するときは、その終結のときまで任期を伸長する。



2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 22 条 （役員欠員の欠員）

取締役中に欠員が生じたときは、法定の員数を欠かない限りその補欠選任を延期し又は行わなくてもよい。

第 23 条 （取締役会の招集）

削除

第 24 条 （代表取締役）

当会社を代表すべき取締役又はその共同代表の定めは、取締役の互選によりこれを定める。

2. 代表取締役の中 1 名は社長とする。

第 25 条 （監査役）

削除

第 26 条 （業務執行）

当会社には社長 1 名のほか、専務取締役及び常務取締役若干名を置き取締役の決定により取締役の中からこれを選任する。

2. 社長は当会社の業務を統轄し、専務取締役は、社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。
3. 社長に事故あるときは、予め取締役の決定に従い、専務取締役又は常務取締役が社長の職務を代行する。

第 5 章 計 算

第 27 条 （事業年度）

当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

第 28 条 （利益金の処分）

毎決算期の純利益金に前期繰越金を加えたものをもって未処分利益金とし、これを次の通り処分するものとする。

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1. 法定利益準備金 | 金銭による利益配当額の 100 分の 10 以上 |
| 1. 別途積立金 | 若干 |
| 1. 株主配当金 | 若干 |
| 1. 役員賞与金 | 若干 |
| 1. 後期繰越金 | 若干 |

第 29 条 （利益配当）

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

当会社の定款に相違ありません

令和 6 年 // 月 25 日

京都府京田辺市山手東一丁目 6 番地 2

吉田工業株式会社

代表取締役 吉田菅雄



会社実印



当会社の定款に相違ありません。

令和 6年 11月 25日

京都府京田辺市山手東一丁目6番地2

吉田工業株式会社

代表取締役 吉田 菅 雄

